

令和4年11月25日招集

第11回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和4年第11回狹山市農業委員会総会

令和4年11月25日(金曜日) 開催場所 狹山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 狹山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時30分

本日の出席農業委員 11名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 小野田敏枝
4番 細田 幸 司	5番 仲川 知 範	6番 横田 泰 宏
7番 小口 英 吉	8番 岸 進	9番 諸口 秀 敏
10番	11番	12番 吉田 博 幸
13番 渡邊 隆 夫	14番 増田 茂	

(本日の欠席委員 2名)

10番 平本 洋 章	11番 増田 棟 順
------------	------------

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	清 水 芳 則	小 澤 俊 夫	室 岡 英 紀
奥 富 文 典	片 岡 弘 幸	齋 藤 孝 史	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田 光 弘 主幹 吉澤 裕 二

事務局 定刻になりましたので、これより令和4年第11回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認をお願いします。
本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました

- ・総会議案書
- ・資料1-1、1-2、1-3 狭山農業振興地域整備計画
- ・資料2 議案図面資料
- ・議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・資料4 農地あっせん台帳

宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第11回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第11回狭山市農業委員会総会を開催します。
なお、議席番号 10番 平本委員 11番 増田棟順委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。
始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号9番 諸口委員と12番 吉田委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「狭山農業振興地域整備計画の変更について」を議案とします。
農業振興課の説明を求めます。

農業振興 資料1-1, 1-2, 1-3
課 【狭山農業振興地域整備計画の変更について説明】

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を「他法令に抵触なければ支障なし」として回答してよろしいかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。
よって、本件を『他法令に抵触なければ支障なし』として回答します。
農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。
ご苦労様でした。
次に第11回総会の概要を事務局から説明してください

事務局 農地法第3条の申請は、入間川地区で2件、奥富地区で1件、併せて3件、農地法第5条の申請は、入間川地区で1件、入曽地区で1件、堀兼地区で1件、柏原地区で1件、併せて4件です。
相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、入曽地区で1件、農用地利用集積計画が、入曽地区で1件、堀兼地区で3件、併せて4件です。

議 長 それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 農地パトロールと許可申請のあった農地の現地確認をしてきました。また、耕作地を増やしたいという方から相談を受けたので、候補の農地の地権者を訪ねましたが、耕作をしている農地であるということで、残念ながら利用集積には結びつきませんでした。

議 長 続いて入曽地区清水推進委員に報告願います。

清水委員 農地の見回りをしましたが、草刈りや耕作がきちんとされていない農地について、改善はみられませんでした。また、許可申請のあった農地の現地確認をしてきました。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願います。

小澤委員 茶の木を伐採した後の広い農地が、すこしずつきれいになってきているので、ホッとしています。冬場にかけて枯草が心配な農地もあるので、お宅に伺って声掛けをしてこようかと思っています。

議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願います。

室岡委員 堀向、上赤坂、原地区について見回りをしましたが、荒地のままというところもありましたので、引き続き見守りを続けていきたいと思えます。

議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願います。

奥富委員 利用権設定で、2軒のお宅を訪問しました。荒れている畑もありますが、借りていただける農家が少しでも増えるように、また話を進めていきたいと思えます。

議 長 続いて、奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 農地を巡回したところ、2ヶ所ほど改善されたところがありました。また、木が生えてしまっているところは改善とまではいきませんが、枝だけ落としてくれるところもありました。また、あっせん台帳に記載されている農地の確認に行きました。

認定農業者でジャガイモを熱心に栽培している方は、田んぼでは水に浸かって失敗してしまったようですが、畑では上手くいって、面積を倍増させています。色々な農地を借りているようですので、皆さんの地区にもお邪魔するかもしれませんが、よろしく願います。

議 長 続いて、柏原地区齋藤推進委員に報告願います。

齋藤委員 全筆調査でリストアップされた農地のうち、最低限、隣地に迷惑がかからないよう草刈りをしてくれたところが2軒ほどありました。あっせん台帳に柏原は多くの農地が記載されていますので、地元の農家と相談しながら進めていきたいと思えます。

議 長 続いて、水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 夏に比べて雑草は目立たなくなっていますが、管理の状態は変わりありません。また、畦畔の茶の木をなかなか刈ってもらえないところがあるので、地権者に会っ

た時に話をしたいと思っています。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
各地区の推進委員におかれましては、引き続き、宜しくお願いいたします。
それでは、議案第2号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第2号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 今回は、利用権の設定が3件5筆、地目はすべて「畑」で7,053㎡です。
また、所有権移転は1件1筆、地目は「畑」、合計面積は363㎡です。

1件目

渡し人は水野にお住まいの方、受け人は同じく水野にお住まいの方です。
所在地は大字水野字逃水145番1、外1筆、地目は畑、面積は1,942㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定です。

2件目

渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人は中新田にお住まいの方です。
所在地は大字堀兼字平野190番3、地目は畑、面積は1,667㎡、権利の種類は5年間の貸借権設定です。

3件目

渡し人は堀兼にお住まいの方、受け人は同じく堀兼にお住まいの方です。
所在地は大字堀兼字芳野557番2、外1筆、地目は畑、面積は3,444㎡、権利の種類は3年間の使用貸借権設定です。
受け人は令和3年11月24日に認定農業者となっています。

4件目

渡し人は青柳にお住まいの方、受け人は同じく青柳にお住まいの方です。
所在地は大字青柳字新屋敷638番3、地目は畑、面積は363㎡、権利の種類は所有権設定です。
受け人は令和4年5月7日に認定農業者となっています。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、利用権設定については承認いただいたものといたします。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としま

す。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市狭山206番1、地目は田、面積は638㎡です。

現在の利用状況は露地野菜の作付け中、許可後は里芋の作付けが計画されています。

譲受人は狭山市狭山に居住する農業者で、総耕作面積は所有面積10,186㎡、内訳は田が4,499㎡、畑が5,687㎡、借受面積が800㎡です。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

細田委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字上奥富字神明713番、地目は畑、面積は718㎡です。現在の利用状況は耕起中、許可後は梅の作付けが計画されています。

譲受人は川越市に居住する農業者で、総耕作面積は5,905㎡、内訳は田が2,187㎡、畑が3,718㎡です。

根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。

以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。

整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川二丁目2118番1、地目は田、面積は390㎡です。

現在の利用状況は遊休農地、許可後はミョウガの作付けが計画されています。
譲受人は狭山市入間川に居住する農業者で、総耕作面積は所有面積29,614㎡、内訳は田が5,895㎡、畑が23,719㎡です。
根拠法令は、第3条第2項第1号から7号まで全て該当となります。
以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可』とします。
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

横田委員 議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川二丁目2116番、外7筆、地目は田、合計面積は6,360㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は神奈川県川崎市で病院経営を行っている総合医療法人で、狭山市内で既に病院の経営を行っています。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

事務局 今回の申請地は第1種農地ですが、既存施設の敷地拡張ということで、既存施設の1/2以内という面積での申請です。新規で250台分設置する予定になっていますが、解約されてしまう130台分と、現在公共交通機関を使用して通勤している職員のうち約半数300名以上が自家用車での通勤を希望しており、これは感染拡大を予防するためと医療体制を確保するため、1人でも感染してしまうと周辺のスタッフ数名が休まなければならないということが懸案事項となっていることから、自家用車での通勤希望者が増えているとのことです。総数としては500人程の希望者がいますが、今回は地権者からの了解が得られた250台分を早急に整備して使用したいと聞いております。

渡邊委員 周辺の田の水回りについて影響はないですか。

事務局 水路のないところについての申請ですので、影響はないと考えます。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。
よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号4整理番号2について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字南入曾字北流83番3、地目は畑、面積は300㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は所沢市在住の個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし

- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
 質疑等を受け付けます。
 質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
 賛成の方の挙手を願います。
 挙手総員です。
 よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
 次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂 議案番号4整理番号3について審査結果を報告します。
 委員 申請地は狭山市柏原字御所ノ内2477番7、外2筆、地目は畑、合計面積は428㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地となっています。事業計画者は入間市在住の個人で、転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法29条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
 質疑等を受け付けます。
 質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案番号4整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字青柳字苗間127番3、地目は畑、面積は300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中となっています。事業計画者は川越市在住の個人です。転用目的は住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

（理由書4の朗読）

理由書4により、次の項目が読み取れます。

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。

よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」を議題とします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局の説明を求めます。

事務局

土地の所在は大字南入曾字屋敷裏475番1、及び475番2の一部、地目は畑、面積863㎡について、相続人から相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出ているものとなります。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を『承認』とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説明を求めます。

事務局 農地法第3条の3の規定による届出は2件7筆、全て「畑」、面積982.47㎡、
全て相続による届出で、あっせんの希望は、ございません。
次に農地法第5条の規定による届出は3件3筆で、全て「畑」、面積897㎡、転
用目的は住宅敷地です。
次に公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出は13件、19筆です。
次に農業用施設に係る届出は1件、1筆です。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。
事務局から農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について、順次、説
明を求めます。

事務局 【資料4「農地あっせん台帳」について説明】

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑はないようです。
事務局から、その他、何かありましたらお願いします。
その他について、委員から何かありますか。
無いようですので、これをもちまして、第11回狭山市農業委員会総会を終了し
ます。
ご協力ありがとうございました。